

母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の内容

(令和5年4月1日から適用)

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度			据置期間	償還期間	利率	償還方法	
事業開始資金	母・父	(個人)	3,260,000円		1年	7年以内	年1.0%又は無利子	元利均等払い (年賦払い・半年賦払い・月賦払いのいずれか)	
		(団体) ※法第14条に規定する母子・父子福祉団体	4,890,000円						
事業継続資金	母・父	(個人)	1,630,000円		6か月	7年以内	年1.0%又は無利子		
		(団体) ※法第14条に規定する母子・父子福祉団体	1,630,000円						
修学資金	児童	別表のとおり			卒業後6か月	別表のとおり	無利子		
技能習得資金	母・父	(5年間限度)	月額	68,000円		卒業後1年	20年以内		年1.0%又は無利子
			特別12月相当額	816,000円					
			自動車免許	460,000円					
修業資金	児童	(5年間限度)	月額	68,000円		卒業後1年	20年以内		無利子
			自動車免許	460,000円					
就職支度資金	母・父・児童	(通勤用自動車購入費用を含む場合)	105,000円		1年	6年以内	(母・父)1.0%又は無利子 (子)無利子		
			(340,000円)						
医療介護資金	医療	母・父・児童	340,000円		治療・介護後6か月	5年以内	年1.0%又は無利子		
	介護		(所得税非課税家庭等) 480,000円						
生活資金	母・父	技能習得中の母・父	月額	141,000円		卒業後6か月	20年以内	年1.0%又は無利子	
		医療又は介護を受けている母・父	月額	108,000円		治療・介護後6か月	5年以内		
		母子家庭の母又は父子家庭の父となって7年未満のもの *3	(生活中心者でない場合等) (月額) 70,000円		6か月*1				8年以内
			失業している母・父	※なお、母子家庭の母又は父子家庭の父となって7年未満のものへの貸付期間は6か月(3か月更新で2年まで)とし、貸付金額は2,592,000円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判に要する費用については、12月相当1,296,000円を限度とする一括貸付可。 ※なお、失業中の母又は父への貸付期間は1か月(1か月更新で離職した日の翌日から1年まで)		6か月*2	5年以内		
住宅資金	母・父	補修、保全等、通常の場合	1,500,000円		6か月	6年以内	年1.0%又は無利子		
		新規取得・災害特別等	2,000,000円			7年以内			
転宅資金	母・父	260,000円			6か月	3年以内	年1.0%又は無利子		
就学支度資金	児童	小学校	64,300円		入学後6か月	1年以内	同時貸付の修学・修業資金と同じ期間		
		中学校 中等教育学校(前期課程)	81,000円						
		高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程) 専修学校(一般課程) 中等教育学校(後期課程)	国公立	自宅	150,000円	卒業後6か月		5年以内	
			私立	自宅外	160,000円				
				自宅	410,000円				
				自宅外	420,000円				
		大学 短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅	410,000円				
			私立	自宅外	420,000円				
		大学院		国公立	380,000円				
			私立	590,000円					
修業施設	中学校卒業後入学する場合	自宅		150,000円					
	高等学校卒業後入学する場合	自宅	272,000円						
結婚資金	児童	310,000円			6か月	5年以内	年1.0%又は無利子		

*1 生活安定貸付期間が満了してから6か月を経過するまで

*2 失業貸付期間が満了して6か月を経過するまで(ただし、失業貸付期間内に当該配偶者のない女子又は男子が失業者ではなくなったときは、その翌日から6か月を経過するまで)

*3 月額4万円、合計96万円を超えない範囲を無利子とする。ただし、養育費の取得に係る裁判等に要する費用の貸付けにおいては、48万円を限度として無利子とする。